

変更届提出書類一覧（訪問看護・介護予防訪問看護）

■届出について

- ・届出の期限は変更日から10日以内となっています。
(変更日より1ヶ月経過して提出する場合は遅延理由書の提出もお願いします。)

■提出書類及び届出方法

- ・郵送にて提出をお願いします。
返信用の定型封筒に必要な分の切手を貼って返送先住所宛名を明記し同封してください。
※届出に不備、不明な点がある場合、来庁をお願いすることがあります。
※内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、事業所単位での届出となります。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所がありそれぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要となります。 様式については[こちらからダウンロード](#)してください。

変更する事項	提出書類	留意点
事業所の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</u> ・変更届出書（様式第5号） ・指定に係る記載事項（付表3） ・運営規程（参考資料5-3） <p>※事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。 ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合</p>	<p>事業所名称には必ず「訪問看護ステーション」を入れてください。</p> <p>別の所在地にある事業所と同一名称を使用することはできません。</p> <p>事業所番号が変更になる場合は事前にご相談ください。</p>
事業所の所在地（移転）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</u> ・変更届出書（様式第5号） ・指定に係る記載事項（付表3） ・運営規程（参考資料5-3） ・事業所の平面図 介護福祉施設等の一面に事務所を設置する場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。 ・事業所内外の写真(カラーに限る) ・案内図 ・申請者（法人）所有の事業所でない場合は賃貸借契約書等の（写し） <p>※同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を移転した場合は事業所番号が変更になりますので、事前（移転前）にご相談ください。</p> <p>・補助金を受けて開設した事業所（ステーション）については、財産処分の手続が必要となる場合があります。</p>	<p>茨木市内を越える移転の場合は、事業の廃止、新しい所在地での新規指定が必要になります。</p> <p>区画整理等により住居表示が変更になった場合は運営規程の変更になります。（次ページ参照）</p> <p>移転先に同一法人の運営する他の指定事業所がある場合、当該指定事業所の専用区画等の変更が必要になる場合があります。</p>
専用区画等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</u> ・変更届出書（様式第5号） ・事業所の平面図 介護福祉施設等の建物の一面に事務所を設置している場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。 ・事業所内外の写真(カラーに限る)（変更部分のみ） 	<p>同一所在地に同一法人の運営する他の指定事業所がある場合は当該事業所の届出が必要になる場合があります。</p>

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	留意点
管理者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・指定に係る記載事項(付表3) ・経歴書(参考様式2) ・誓約書(参考様式9-1) ・組織体制図(参考資料1) 他の業務と兼務する場合のみ ・資格を証する書類(保健師または看護師免許証)の(写し) <p>※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・指定に係る記載事項(付表3) 	<p>【人員基準 抜粋】 指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は老人保健法第19条の訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。</p>
運営規程	<p>①営業日・営業時間 ②サービス提供日・時間 ③従業者の増減 ※1</p> <p>上記①～③の変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・指定に係る記載事項(付表3) <p><u>※運営規程の提出は不用です。事業所において運営規程を変更しておいでください。</u></p> <p>④通常の実施地域 ⑤利用料金</p> <p>上記④～⑤の変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・変更届出書(様式第5号) <p><u>※運営規程の提出は不用です。事業所において運営規程を変更しておいでください。</u></p> <p>⑥区画整理等により住居表示が変更となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・指定に係る記載事項(付表3) ・運営規程(参考資料5-3) ・住居表示変更の証明書等の(写し) <p>⑦上記①～⑥以外の変更の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・指定に係る記載事項(付表3) ・運営規程(参考資料5-3) 	<p>運営規程記載例の改定に伴う運営規程の変更手続き方法についてはその都度、HP等でお知らせします。</p> <p>変更届に運営規程の変更前、変更後の内容を記載してください</p> <p>※1 従業者数の変更があった場合でも、その度の届出は不要です。管理者等の届出時に併せて届出てください。但し、指定基準を満たさなくなる場合は、この限りではありません。</p> <p>【人員基準 抜粋】 看護職員は常勤換算方法で2.5以上。(うち1名は常勤のこと)</p>
介護給付費算定に係る体制(加算項目)	<p>◆福祉指導監査課のホームページ、 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について(加算様式込)の、 加算届提出一覧表ページより、届出に必要な書類を確認してください。 <u>[注意] 算定期間により、提出期限が決まっています。</u></p>	

※健康保険法(医療保険給付関係)に基づく変更の届出については、近畿厚生局に提出する必要があります。届出が必要な事項、様式等は異なりますので、詳細は4ページ目をご覧ください。

◆法人情報の変更 提出書類一覧

法人情報の変更届については、**法人単位での届出となります。**

同一法人の下に茨木市内に複数の指定事業所がある場合、**一事業所からの届出を以って他の全ての事業所からの届出とみなします(事業所一覧の添付必須)**。また、他の市町村にも指定事業所がある場合は、その事業所分は当該市町村を所管する行政庁に別途届出が必要です。

変更する事項	提出書類	留意点										
法人の名称 法人所在地 ※4	<ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) 変更届出書(様式第5号) 変更届出書(様式第4号)*事業所一覧に総合事業が含まれている場合のみ提出 ※法人の電話・FAX番号が変更になる場合は、記載してください。 履歴事項全部証明書(原本のみ)※1 事業所一覧(参考様式11)※2 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)【注1】 ※〔注意1〕事業所一覧に記載の「介護サービス」が含まれている場合は、老人福祉法上のサービス名毎に届出書を提出してください。 	<p>法人の名称の変更とは当該法人の「商号変更」のみを指します。 吸収合併、事業譲渡等により事業所の運営法人が別法人へ変更となる場合は新規申請が必要となります。 変更届では処理できません。 運営法人が変更となる場合は必ず事前にご相談ください。</p> <p>※1 現在事項証明書は不可。</p>										
法人代表者の 氏名、生年月日 及び住所 ※4	<ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) 変更届出書(様式第5号) 変更届出書(様式第4号)*事業所一覧に総合事業が含まれている場合のみ提出(変更後)に以下の項目を記入してください。 <ol style="list-style-type: none"> 法人代表者の氏名とふりがな 生年月日 郵便番号・住所 連絡先：電話番号・(FAX番号→ある場合のみ) 履歴事項全部証明書(原本のみ)※1 事業所一覧(参考様式11)※2 ※3 誓約書 ○…提出要・△…事業所一覧に下記サービスがある場合提出要。 <table border="1" data-bbox="429 1050 1000 1247"> <tbody> <tr> <td>(参考様式9-1)居宅サービス事業</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(参考様式9-2)居宅介護支援事業</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>(参考様式9-3)地域密着型サービス事業</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>(参考様式9-4)介護予防支援事業</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>(参考様式9-5)総合事業</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table> <p>※代表者の住所変更があった場合は、誓約書の添付は必要ありません。</p>	(参考様式9-1)居宅サービス事業	○	(参考様式9-2)居宅介護支援事業	△	(参考様式9-3)地域密着型サービス事業	△	(参考様式9-4)介護予防支援事業	△	(参考様式9-5)総合事業	△	<p>※2 事業所一覧表に茨木市が指定した介護事業所が複数ある場合提出ください。</p> <p>※3 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 上記のサービスがある場合で、事業者の代表者も兼ねている時は併せて「事業者の代表者」変更届出が必要です。 該当するサービスの変更届提出書類一覧をご確認ください。</p>
(参考様式9-1)居宅サービス事業	○											
(参考様式9-2)居宅介護支援事業	△											
(参考様式9-3)地域密着型サービス事業	△											
(参考様式9-4)介護予防支援事業	△											
(参考様式9-5)総合事業	△											

〔注1〕事業所一覧(参考様式11)に次のサービスの記載がある場合、老人福祉法上の届出が必要です。(全サービス共通)

●老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)→様式は[こちら](#)からダウンロードしてください。

老人福祉法上サービス名	対象介護サービス名
老人居宅介護等事業	訪問介護、訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
老人デイサービス事業〔注2〕 【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】	通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、(介護予防)認知症対応型通所介護
老人短期入所事業【特養その他の施設と共用する場合】〔注〕	(介護予防)短期入所生活介護
小規模多機能型居宅介護事業	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
認知症対応型老人共同生活援助事業	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
複合型サービス福祉事業	看護小規模多機能型居宅介護

〔注2〕様式第20号：「**単独で設置**」【老人デイサービスセンター】通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、(介護予防)認知症対応型通所介護と【老人短期入所施設】(介護予防)短期入所生活介護は提出対象外となります。

※4「介護サービスにおける業務管理体制の届出について」

届出は介護サービス事業所ごとではなく、法人単位での届出が必要です。

法人の名称所在地、代表者の氏名・住所に変更があった場合は、業務管理体制の変更届出も必要です。

詳細につきましては、福祉指導監査課のHP内にある「[介護サービスにおける業務管理体制の届出について](#)」をご覧ください。

条件によって提出先が異なります。〔注〕(予防)居宅サービス、居宅介護支援は茨木市には提出しません。

健康保険法による訪問看護ステーションの指定等について

社会保険医療行政の推進に、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

貴事業所におかれては、このたび介護保険法による指定の申請をされており、介護保険法による指定があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしない限りは、健康保険法による指定があったものとみなされるところです。

このことに伴い、以下の点にご留意願います。

- ・ 健康保険法による指定通知書について、翌月初旬に送付します。
- ・ 指定訪問看護ステーションの遵守すべき事項が、「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められておりますので、近畿厚生局のホームページ等にて必ずご確認ください。
- ・ 届出した内容に変更があった場合や、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準に規定する加算等を算定する場合は、その旨の届出を地方厚生局長に行う必要があります。(介護給付費に係る届出とは別に、変更や加算の届出を行う必要があります。)
- ・ 各種届出に関する様式、記載要領については近畿厚生局ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

～お知らせ～

当局においては、医療保険に関する通知や届出に関する情報を、近畿厚生局ホームページに掲載しておりますので、随時ご確認ください。

●近畿厚生局ホームページ (<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/>)

> 保険医療機関、保険薬局、柔道整復師、訪問看護事業の皆様

(照会先) 近畿厚生局指導監査課 〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1-1-2 2 大江ビル 8 階

○指定、届出事項の変更に関する事 06-7663-7664 (審査グループ)

○加算の届出に関する事 06-7663-7663 (施設基準グループ)

○訪問看護療養費の算定に関する事 06-7663-7665 (指導第 1 グループ)